旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年７月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①パス・トラベル株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6007号　④パス・トラベル株式会社　東京都港区虎ノ門五丁目１番５号　代表取締役　瀧谷知之　⑤本社営業所　東京都港区虎ノ門五丁目１番５号メトロシティ神谷町６階　⑥平成20年３月４日　⑨平成28年５月27日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区虎ノ門五丁目１番５号　パス・トラベル株式会社　代表取締役　瀧谷知之

Ｂ　①株式会社エヌティーエー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4272号　④株式会社エヌティーエー　東京都豊島区東池袋一丁目46番11号　代表取締役　佐々木賢治　⑤本社営業所　東京都豊島区東池袋一丁目46番11号　⑥平成９年８月５日　⑧平成27年８月５日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区東池袋一丁目46番11号　株式会社エヌティーエー　代表清算人　宮嵜繭子

Ｃ　①株式会社華青旅行社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2792号　④株式会社華青旅行社　大阪市中央区南船場２－１－３フェニックス南船場６階３号　代表取締役　禹英梅　⑤本店営業所　大阪市中央区南船場２－１－３フェニックス南船場６階３号　⑥平成27年12月２日　⑨平成28年６月６日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区南船場２－１－３フェニックス南船場６階３号　株式会社華青旅行社　代表取締役　禹英梅

Ｂ　①トラベラーズリサーチ　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－745号　④**角剛**　福岡県筑後市大字溝口1133番地１　⑤**角剛**　福岡県筑後市大字溝口1133番地１　⑥平成23年６月６日　⑧平成28年５月31日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県筑後市大字溝口1133番地１　**角剛**

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年７月 21 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①Ｔａｔｅトラベル　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－436号　④楯豊　京都市上京区今出川通小川西入飛鳥井町273番地　⑤本社営業所　京都市上京区今出川通小川西入飛鳥井町273番地　⑥平成９年４月16日　⑦平成28年６月８日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社タイヨーサービス（ＳＴＡＲＭＥＭＯＲＹ）　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２－1087号　④株式会社タイヨーサービス　知多郡南知多町大字大井字浜辺30番地の４　代表取締役　坂口正活　⑤本社営業所　知多郡南知多町大字大井字浜辺30番地の４　⑥平成13年９月11日　⑦平成28年６月27日　⑧220万円　⑨1100万円

以上２件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①株式会社ミュゼトラベル　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1079号　④株式会社ミュゼトラベル　代表取締役　岡田健　⑤本社営業所　東京都渋谷区広尾一丁目１番39号恵比寿プライムスクエア　⑥平成４年２月28日　⑦平成28年６月22日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ａ　①日本エアービジョン株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第482号　④日本エアービジョン株式会社　破産管財人　神崎浩昭　⑤本社営業所　東京都中央区銀座一丁目３番先　⑥昭和53年６月５日　⑦平成28年６月29日　⑧1400万円　⑨7000万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己